**平成２９年（フ）第８７号**
新潟市西区坂井645番地９
破産者　竹田　　巧
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３５９号**
新潟市中央区女池３丁目19番４号
破産者　大江　　崇
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３６６号**
新潟市中央区稲荷町3527番地　稲荷町団地Ｂ棟114号
破産者　幾野　政和
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３６７号**
新潟市東区有楽１丁目14番地18、前住所新潟市東区太平３丁目20番地10
破産者　津野　正司
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２８号**
石川県能美市宮竹町228番地　サヴェイロ104号
破産者　堀川　政美
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

**平成２９年（フ）第４８号**
福井県三方上中郡若狭町田井第64号３番地
破産者　深川　君代
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２９年（フ）第５７号**
岐阜県瑞穂市穂積1585番地２　クレベール瑞穂　101号
破産者　竹田　公子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第７７号**
岐阜市柳津町宮東１丁目168番地
破産者　今井　民靖
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第８４号**
愛知県岡崎市矢作町字金谷38番地　ゴールドバレーⅡ　106
破産者　鈴木　謙一
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１１９号**
兵庫県明石市魚住町長坂寺1189番地の３　永井アパートＦ、前住所兵庫県明石市二見町東二見1418番地の13
破産者　山本　三郎
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２９年（フ）第６１号**
福岡市東区雁の巣１丁目30番26―201号
破産者　池岡産業こと　池岡　重明
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第１２４号**
広島県福山市御幸町大字上岩成52番地３
破産者　門井　和志
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第４号**
香川県観音寺市木之郷町1832番地３
破産者　請川　義弘
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２９年（フ）第４４９号**
北九州市八幡東区西丸山町16番21号
破産者　田所　伸五
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第２５２号**
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目40番11号
破産者　今村　明子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第２７３号**
鹿児島県鹿児島市上荒田町４番14号　田中アパート201号
破産者　鶴田　博昭
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１７号**
鹿児島県南さつま市加世田津貫20844番地
破産者　山口　盛男
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２９年（フ）第７９号**
鹿児島県薩摩川内市宮内町2283番地　セジュール橋口201号
破産者　上脇　良実
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２９年（フ）第８０号**
鹿児島県出水市米ノ津町43番21号　エスティアムシェトワ201号
破産者　長道　成二
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係